三愛記念市原クリニックでは、以下の施設基準届出を行なっております。

（令和　８年　６月現在）

＜基本診療料の施設基準＞

●夜間・早朝等加算

＜特掲診療料の施設基準＞

●人工腎臓（慢性維持透析を行なった場合１）

●透析液水質確保加算

●導入期加算１

●下肢末梢動脈疾患指導管理加算

●腎代替療法体制充実加算

●外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

●外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）